

≪ 令和5年度業者格付に伴う主観的審査事項等が改正となります。 ≫ (修正版)

【改正内容】

(改正前)

業者格付 = 客観的審査事項 (経審査数値) + 主観的審査事項 (信用度)

(改正後)

業者格付 = 客観的審査事項 (経営審査数値) + **主観的審査事項 (信用度 + その他の審査審査事項)**

※主観的審査事項の審査は、市内建設業者以外の業者の場合は、これまでどおり信用度のみの審査となります。

主観的審査事項

①技術職員数に対して加点を行います。

1級技術者 (2点)、基幹技能者 (1.5点)、2級技術者 (1点)、その他の技術者 (0.5点)

②信用度・・・下記表の点数が減点されます。

(ア) 工事の安全成績に係るもの

区分	市工事				一般工事			
	公衆工事		労務災害		公衆工事		労務災害	
	死亡	傷害	死亡	傷害	死亡	傷害	死亡	傷害
評点	100	70	70	40	70	40	40	20

(イ) 賄賂事件に係るもの・・・100点

(ウ) 談合に係るもの

区分	市工事		一般工事	
	法人・役員等	使用人	法人・役員等	使用人
評点	100	70	70	40

(エ) 指名停止又は指名除外を基準とするもの

区分	指名停止の期間					
	6月以上	5月	4月	3月	2月以下	一般工事
評定	100	80	60	40	20	70

(ア)～(ウ)の評定に合計点と(エ)の評定点の高い方を適用します。

(エ)以外の項目のいずれも該当しない場合は、(エ)を適用します。※100点を限度として減点します。

③その他の審査事項

(ア) 優秀工事表彰・・・格付年度の前年度に平戸市から表彰を受けた業者は、**当該工事種類に10点を付与します。**(※1)

(イ) 防災協定等・・・災害発生時における応急対策業務に関する協定を平戸市と締結している業者に対し、**全ての工事種類に10点を付与します。**(※2)

(ウ) 障害者雇用・・・障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に規定する事業主であって、障害者雇用率以上で6月1日から起算して直前1年間以上継続して雇用している場合、法定事業主以外で、障害者を決算日から起算して直前1年間以上継続して雇用している場合には、**全ての工事に対して10点を付与します。**(※3)

(エ) 消防団活動への協力・・・従業員が消防団員として2人以上入団している事業所等で、消防団協力事業所として認定を受けている業者に対し、**全ての工事種類に対し10点を付与します。** (※4)

(補足：平戸市建設工事業者選定要綱の抜粋)

(※1) 優秀工事表彰：格付年度の前年度に平戸市から優秀工事表彰を受けた業者は、当該工事種類の優秀表彰主観点として10点を付与する。

(※2) 防災協定等:格付年度の前年12月31日時点において、災害発生時における支援活動について定めた協定を平戸市と締結している各種団体に所属又は直接平戸市と同様の協定を締結している業者に対し、全ての工事種類について防災協定等主観点として10点を付与する。

(※3) 障害者雇用:建設業者が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項に規定する事業主（以下「法定事業主」という。）であって、同法第2条第1項に規定する障害者を同法第43条第1項に規定する障害者雇用率以上で6月1日から起算して直前1年間以上継続して雇用している場合又は法定事業主以外の建設業者が、障害者を決算日から起算して直前1年間以上継続して雇用している場合には、全ての工事種類の審査点数に10点を加える。

(※4) 消防団活動への協力:格付年度の前年12月31日時点において、平戸市消防団協力事業所表示制度実施要綱（平成22年平戸市告示第36号）第4条第1号に基づき、従業員が消防団員として2人以上入団している事業所等で、消防団協力事業所として認定を受けている者に対し、全ての工事種類の審査点数に10点を加える。



◎主観的審査事項の改正に伴い、**格付表の改正を行っています。**

(土木一式工事)

等級	総合数値		年間平均完成工事高	技術者数
	改正後	改正前		
A	760点以上	710点以上	2,000万円以上	2人以上
B	570～759点	520～709点	500万円以上	
C	569点以下	519点以下	500万円未満	

(建築一式工事)

等級	総合数値		年間平均完成工事高	技術者数
	改正後	改正前		
A	720点以上	670点以上	—	2人以上
B	630～719点	580～669点	—	
C	629点以下	579点以下	—	

(電気・(管)工事)

等級	総合数値	
	改正後	改正前
A	660点以上	610点以上
B	659点以下	609点以下

(舗装工事) ※改正なし

等級	総合数値
A	850点以上
B	849点以下

※工事成績の反映

※令和6年度業者格付から実施します。

審査する年の前年1月から12月までの1年間に完成した工事について、各建設業者の工事工種ごとの平均点により点数を付与します。

成績区分	(対象年数)	60点未満	60点以上 65点未満	65点以上 75点未満	75点以上 80点未満	80点以上 85点未満	85点以上
付与点数	1か年	-60	-30	0	20	40	60

※平戸市建設工事成績評定要領（抜粋）

（評定の対象）

第2条 評定の対象は、原則として1件の当初請負金額が500万円以上の請負工事とする。ただし、別表1に示す工事については、評定を省略することができる。

別表1 評定を省略することができる工事

災害等の初期活動で、緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事
機器の納品、部品取替等の工事※1
草刈り、剪定などのみの工事※1
廃業等により工事請負業者が不在の場合
人力または機械において、海岸に漂着した一般廃棄物を収集し、運搬処分する海岸の機能回復工事※1
維持的単一工種
その他、市長が認めた工事（企画財政課長あて協議が必要）

※1件の請負金額が500万円以上の工事であっても、別表1※1に該当する工事にかかる金額を差し引いた残額が500万円未満であれば、評定を省略することができる。

（企画財政課契約管財班）